

- 令和5年6月の保安検査に関する有識者会議において、「保安検査の実施主体については、空港特性を十分に把握し、空港を一元的に管理する立場の空港管理者に移行することを軸に検討を進めることが適当である」等の実施主体・費用負担の見直しの方向性をとりまとめ。
- これを踏まえ、実施主体の円滑な移行等に向けた実務的な課題について検討するため、「空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた実務者検討会議」を設置し、令和7年6月27日に中間とりまとめを公表。

<中間とりまとめ(R7.6.27)の主なポイント>

移行の進め方

- **各空港ごとの実情も踏まえつつ、具体的なロードマップを作成しながら、計画的に移行。**
まず、モデルケースとなる主要空港等において優先的に検討を進め、**移行に向けたロードマップを令和7年度中に策定。**先行事例について**令和8年度中の移行を目指す。**

費用負担のあり方

- 保安検査経費は、現状、**航空会社と空港管理者とで折半して負担。**主体移行後も航空会社・空港管理者双方に裨益することになり変わらないため、**この原則を維持。**
- 国管理空港においては、従来航空会社が負担していた分も含めて、**国が保安検査等の実施に必要な費用を保安料として一元的に徴収する形に改める※1。**また、**透明性の観点から、オンチケット方式について引き続き関係者間で調整を続ける※2。**

※1 これにより旅客の負担が変わるものではない。
※2 国管理空港以外については、旅客の負担の透明性確保の方策について各空港ごとに引き続き検討。

空港の種類	現在の主体	移行後の主体
国管理	航空会社	国
会社管理(成田、中部)	航空会社	空港会社
地方管理	航空会社	地方自治体
コンセッション	航空会社	運営権者※

※コンセッション契約変更のうえ

- 国管理空港においては、令和8年4月以降は従来航空会社が負担していた分も含めて、**保安検査の実施に必要となる費用を保安料として一元的に徴収する形に改める。**
- 保安料の額については、使用料告示※を下記のとおり改正。なお、改正後の規定は令和8年4月1日から適用済み。
※国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和45年運輸省告示第76号）

使用料告示の改正内容（抜粋）

（改正前） これまで
離陸した空港の使用料金として、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機について、有償で運送された旅客数に**250円**の料金率を適用して計算して得た金額とする。



（改正後） 令和8年4月1日～
離陸した空港の使用料金として、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機について、有償で運送された旅客数に**550円**の料金率を適用して計算して得た金額とする。

＜空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた実務者検討会議 中間とりまとめ 抜粋＞

4. 1 費用負担のあり方

(費用負担のあり方)

保安検査の実施が、空港管理者・航空会社の双方に裨益するものであることに変わりはない。このため、**実施主体移行後も、保安検査関係経費については、航空会社と空港管理者とで折半して費用負担するとの考え方を維持**[※]することとした上で、直接的な受益者である**旅客から透明性のある形での負担となるための方策**について、引き続き検討することが適当である。

(※) 空港によっては、航空会社と空港管理者の間で必ずしも折半にはなっていないが、各空港ごとの調整の結果として現在の負担割合が定まっているところであり、保安検査の実施主体を早期かつ円滑に進める観点からも、そのような空港においても、現行の負担割合の維持を前提として、実施主体移行に向けた議論を行うことが適当である。

4. 2 国管理空港の費用

(保安料による一括徴収について)

今般の見直しに合わせて、国管理空港の保安料については、従来航空会社が負担していた分も含めて、保安検査等の実施に必要な費用の全額を保安料により一括で徴収する形に改める方向で、引き続き検討することが適当である。また、**旅客から透明性のある形での負担とするため、この保安料をオンチケット方式として徴収するべく、関係者間で引き続き検討することが適当**である。

＜議論が必要な事項＞

- 我が国における保安検査の水準を将来にわたり維持・強化していくためには、保安検査に係る費用の負担について、受益と負担の関係に基づいた仕組みとする必要があり、直接的な受益者である旅客から透明性のある形での負担とすることが適当ではないか。
- まず、国管理空港の保安検査関係経費については、これまでの議論を踏まえ、航空会社と空港管理者とで折半するとの考え方を維持しつつ、徴収方法やシステムなど実務上の課題も踏まえた上で、可能な限り早期の旅客からのオンチケット方式による徴収を目指すものとしてはどうか。
- ただし、保安料をオンチケット化して旅客に転嫁した場合に、折半の考え方をどのように整理するか。保安料全額をオンチケット方式として徴収することになると、旅客から透明性のある形での負担となる一方、空港管理者が旅客から徴収して全額負担するような形となる。「航空会社と空港管理者とで折半して費用負担するとの考え方を維持」するには航空会社としてどのような形で関与していくのが望ましいか。
- また、保安料のオンチケット方式による徴収開始にあたっては、保安検査の実施主体の移行も踏まえ、旅客に向けた周知・広報を行うことが必要でないか。